

委員会発案第 3 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出について

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書（案）を、由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 26 年 12 月 16 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 高橋和子 ㊞

(別紙)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書（案）

ウイルス性肝炎は国内最大の感染症であるが、B型肝炎及びC型肝炎に係る感染拡大については国の責任が明確になっており、平成22年1月に施行された肝炎対策基本法では、肝炎患者を救済するために総合的な対策を推進することが規定されている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成としては、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、B型肝炎及びC型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に対象が限定されており、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変及び肝がんの患者の中には就労不能の人も多く、高額な医療費負担により生活に困難を来している。また、身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障がいに係る障がい認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していない。

肝炎の症状が進行した患者の生活状況は極めて深刻であり、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の成立に際しても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝臓機能障がいによる身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

平成26年12月 日

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木和夫